

議案第74号

1 議案名

行政不服審査法の施行に関する規則の制定について

2 提案理由

行政不服審査法が施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

3 関係法規

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）

行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）

行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）

行政不服審査法施行条例（平成28年徳島県条例第12号）

教育総務課

行政不服審査法の施行に関する規則の制定について

教育総務課

1 制定の理由

行政不服審査制度を時代に即したものとするため、平成26年6月に①不服申立ての使いやすさの向上、②審理の公正性の向上などを内容とする行政不服審査法の抜本的な改正が行われた。平成28年4月1日より同法が施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

2 規則の概要

審査庁が定めるとされる次の事項について、次のとおり定めることとする。

(1) 電磁的記録に記録された事項を表示する方法

審査請求人又は参加人は、処分庁から提出された証拠書類等のうち電磁的記録にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により閲覧することができるとされていることから、当該方法については、紙面又は映像面に表示することとする。

◆行政不服審査法（平成26年法律第68号）

（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結する

までの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2～6 （略）

(2) 書面等の送付に要する費用の納付方法

審査請求人又は参加人は、処分庁から提出された証拠書類等の写し等の交付について、送付に要する費用を納付し、送付を求めることができるとされている。当該送付に要する費用については審査庁が定める方法により納付することとされていることから、当該方法については納入通知書によるものとすることとする。

◆行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）

（送付による交付）

第十四条 法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

2 国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令」とあるのは、「審査庁が」とする。

(3) 再審査請求への準用

(1) 及び(2)については、再審査請求について準用することとし、必要な読み替え規定を定める。

3 施行期日

平成28年4月1日（行政不服審査法の施行の日）

条例等立案表

題名	行政不服審査法の施行に関する規則		
課(室)名	教育総務課	担当者名	小倉宏美
制定理由	<p>行政不服審査法が施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 電磁的記録である提出書類等の閲覧に係る表示方法を定めることとした。</p> <p>二 提出書類の写し等及び主張書面の写し等の送付に要する費用の納付方法について定めることとした。</p> <p>三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）</p> <p>行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第三百九十号）</p> <p>行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）</p> <p>行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）</p> <p>行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）</p>		
法令審査会	要	備考	
	・ 否		

徳島県教育委員会規則第 号

行政不服審査法の施行に関する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松重和美

行政不服審査法の施行に関する規則

(趣旨)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)の施行については、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号。以下「政令」という。)、行政不服審査法施行規則(平成二十八年総務省令第五号)及び行政不服審査法施行条例(平成二十八年徳島県条例第十二号)に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条 法第三十八条第一項の審査庁が定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第三条 政令第十四条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する送付に要する費用は、納入通知書により納付しなければならない。

(再審査請求)

第四条 前二条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	第三十八条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項
第三条	政令 同条第一項	政令第十九条第一項において準用する政令 政令第十九条第一項において読み替えて準用する政令第十四条第一項

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

